

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

239 3-ヨードベンジルグアニジン (¹²³I) (神経23・核医学1・放射線1)

《平成24年3月16日新規》

○ 標榜薬剤（薬剤コード）

放射性医薬品（430）

○ 成分名

3-ヨードベンジルグアニジン (¹²³I) 【注射薬】

○ 主な製品名

ミオ MIBG-I123 注射液

○ 承認されている効能・効果

- ① 心シンチグラフィによる心臓疾患の診断
- ② 腫瘍シンチグラフィによる下記疾患の診断
　　神経芽腫、褐色細胞腫

○ 薬理作用

MIBG 集積をガンマカメラで画像化することによる心交感神経診断・神経芽腫診断・褐色細胞腫診断

○ 使用例

原則として、「3-ヨードベンジルグアニジン (¹²³I) 【注射薬】」を「パーキンソン病又はレビー小体型認知症の診断のため心筋シンチグラム」に用いた場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様と推定される。

○ その他参考資料等

認知症疾患治療ガイドライン 2010 (日本神経学会)